

国家戦略特区等に係る新たな規制緩和措置の提案

内閣府が募集（本年 10 月 24 日から 12 月 4 日）する国家戦略特区等に係る新たな規制緩和措置について、本県から別紙のとおり 13 件（新規 2 件、継続 11 件）を提案します。

<新規提案（2 件）の概要>

1 都市再生緊急整備地域における市街地再開発事業の施行要件の緩和

都市再生緊急整備地域では、急速な国際化や都市機能の高度化に対応する必要がある。同地域における早急な市街地整備のため、同地域内で市街地再開発事業を行う場合に、区域内の耐火建築物の建築面積又は敷地面積が区域内のすべての建築物の当該面積合計の「1/3以下」という施行要件を撤廃すること。

（例）耐火建築物が集積する地域（三宮の都心部）で市街地再開発事業が進まない。

※ 面積要件は、これまで「おおむね」適用等の緩和がされているが、耐火建築物の増加により、都市のリノベーションの要請に合わなくなっている。

昭和44年当初 耐火建築物の建築面積が当該面積合計の1/3以下

昭和55年改正

〃

おおむね1/3以下

平成 7 年改正 耐火建築物の建築面積又は敷地面積が当該面積合計のおおむね1/3以下

2 航空機部品等の輸出に係る手続きの簡素化

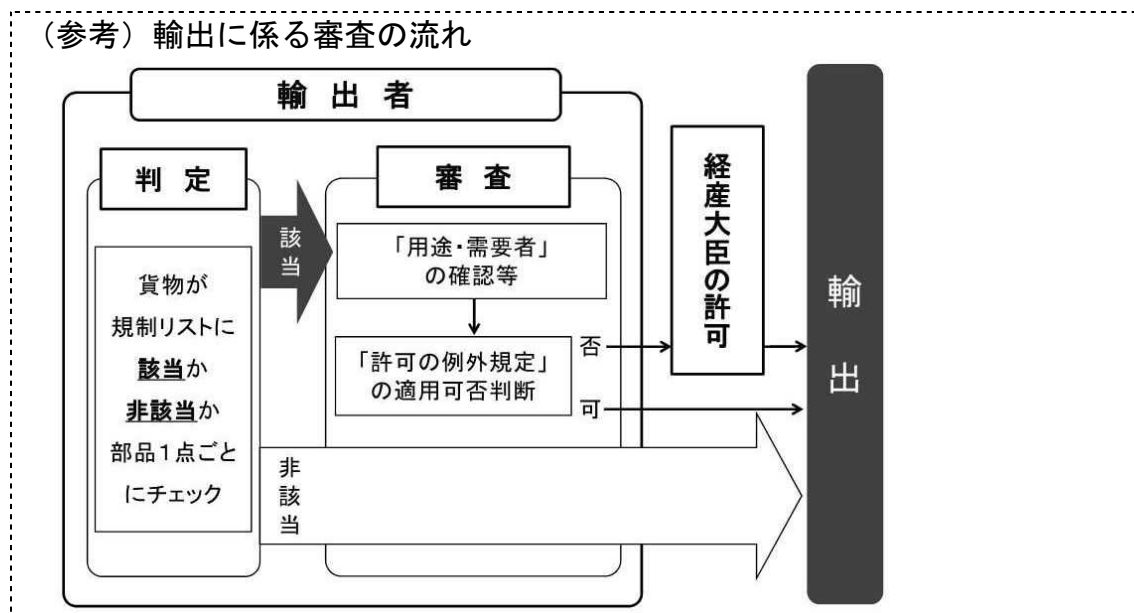
（1）次の場合は、経産大臣の輸出許可及び判定・審査（※）を不要とすること。

- ・ 海外製造事業者から輸入した部品の不具合品を、同じ海外製造事業者に戻送する場合

（2）次の場合は、作成書類等を一部省略または使い回しなど判定・審査の手続きの簡素化を認めること。

- ・ 複数の部品から組み立てた機械（判定・審査済み）の構成部品を輸出する場合
- ・ 判定・審査済みの部品と同じ品番の部品を追加で輸出する場合

※ 判定・審査…自社の輸出品が規制貨物等に該当するかどうか等を社内で判定・審査すること。



<問い合わせ先>

企画県民部 地域振興課 地域活性化班 TEL 078-362-4378

国家戦略特区等に係る新たな規制緩和措置の提案

(新規2件、継続11件、計13件)

1 新規(2件)

No.	提案項目	規 制		提案理由
		現 行	求める緩和措置	
1 (国)	都市再生緊急整備地域における市街地再開発事業の施行要件の緩和 (都市再開発法第3条の特例) 【国土整備部、神戸市】	市街地再開発事業は、従前の土地所有者等の権利を再開発ビルの床に等価で変換できるなど従前の権利者の権利を保護しつつ土地の高度利用と都市機能の更新ができるという利点がある。この市街地再開発事業を行う場合には、「区域内の耐火建築物の建築面積又は敷地面積が区域内のすべての建築物の当該面積合計の1/3以下」という施行要件がある。	都市再生緊急整備地域内で市街地再開発事業を行う場合には、「区域内の耐火建築物の建築面積又は敷地面積が区域内のすべての建築物の当該面積合計の1/3以下」という施行要件を撤廃すること。	<ul style="list-style-type: none"> 国では、急速な国際化や少子高齢化などの社会情勢の変化に対応した都市の機能の高度化等や防災機能の確保に向け、緊急かつ重点的に市街地整備を推進すべき地域を「都市再生緊急整備地域」として指定している。 同地域では、国及び地方自治体が総力を挙げ、当該地域の整備のため緊急かつ重点的な事業実施に努めることとされているが、市街地再開発事業の施行要件である「区域内の耐火建築物の建築面積又は敷地面積が区域内のすべての建築物の当該面積合計の1/3以下」を満たすことができない地区では、早急な市街地整備ができない。 このため、都市再生緊急整備地域内については、当該施行要件を撤廃する。
2 (国)	航空機部品等の輸出に係る手続きの簡素化 (外国為替及び外国貿易法第48条第1項、輸出貿易管理令第1条、別表第1、貨物等省令、運用通達の特例) 【産業労働部】	輸出先で大量破壊兵器等に転用される恐れのある貨物等の輸出を防止するため、外為法等において、経産大臣の輸出許可を要する貨物等の「品目」及び「仕様(スペック)」が規定されている。また、輸出事業者に対し、自社の輸出品が規制貨物等に該当するかどうか等を社内で判定・審査(以下、「該非判定等」という)することが義務づけられている。この制度のもと、航空機部品等の輸出にあたっては、事業者による部品1点ごとの該非判定等が必要となっている。	<p>次の場合は、経産大臣の輸出許可及び該非判定等を不要とすること。</p> <p>① 海外製造事業者から輸入した部品の不具合品を、同じ海外製造事業者に戻送する場合</p> <p>また、次の場合は、作成書類等を一部省略または使い回しできるなど該非判定等の手続きの簡素化を認めること。</p> <p>② 該非判定等済みのモジュール(複数の部品を用いて組み立てた品)の構成部品を輸出する場合</p> <p>③ 該非判定等済みの部品と同じ型の部品を輸出する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> 該非判定等にあたっては、部品ごとに技術的な観点から図面を参照しつつ仕様(スペック)を確認する必要があり、書類作成や社内審査・決裁等を含め、多大な労力と時間を要している。この手続きの負担軽減を図ることで、航空機関連産業の生産性向上や競争力強化を図ることができる。 安全保障貿易管理の観点から一定の規制は必要であるが、左記のケースについては次の理由から該非判定等の手続きを簡素化しても問題はないと考える。 <ul style="list-style-type: none"> ① 国内事業者が製造した部品ではなく、もともと海外事業者が製造した部品であること。 ② モジュール(複数の部品を用いて組み立てた品)が該非判定等済みであれば、その構成部品についても該非判定等済みと判断できること。 ③ 該非判定等済みの部品であり、該非判定番号を登録する等により、手続きの簡素化を図ることが可能と考えられること。

※ 「(国)」は国家戦略特区での規制緩和提案、その他は構造改革特区での規制緩和提案。

2 継続(11件)

No.	提案項目	提案概要	前回提案に対する国の意見
1 (国)	先進医療に係る検体検査の一部工程の外部委託容認 (厚生労働省通知の特例) 【企画県民部、神戸市】	医療機関が先進医療に係る検体検査を実施する場合、検体検査の一部工程を外部の検査機関(民間企業)に委託することを可能にすること。	先進医療に係る検体検査を委託によって行う場合、受託機関には、「保険診療における臨床的意義等を保険医が適切に解釈した検査結果」を報告することが求められる。したがって、当該検体検査を委託する場合は、保険医の在籍する保険医療機関で実施されることが必要。
2 (国)	神戸医療産業都市の高度専門病院群に係る保険外併用療養の特例対象医療機関の認定に関する特例 (厚生労働省通知の特例) 【企画県民部、神戸市】	神戸医療産業都市に集積する高度専門病院群全体を特例対象医療機関として認定すること。	複数の医療機関群で連携して保険外併用療養の特例を活用する場合であっても、主導的な役割を担う医療機関は単独で臨床研究中核病院等と同水準であることが必要。
3 (国)	水素エネルギー活用のための保安規制の緩和 (高圧ガス保安法、危険物の規制に関する規則第12条第1項、消防庁通知の特例) 【企画県民部】	知識・経験が豊富で、保安上の配慮が実施されている現場に限り、高圧ガスと危険物との隔離距離の緩和などを認めること。	危険物施設である製造所等に求められている保安距離については、危険物施設の火災が高圧ガス施設に延焼することや、高圧ガス施設に事故があった場合にその影響が直接製造所等にも及ぶことを防止するために定められているものであり、「主な工程が連続していること」「施設間に延焼を防止できる耐火構造の壁又は障壁があること」等が満たされる場合を除き緩和は困難。
4 (国)	ホテル・旅館で技能実習を受ける外国人の実習期間の延長 (外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第8条、第9条の特例) 【産業労働部】	ホテル・旅館の業務は多岐にわたる業務からなり、1年以内の実習では十分習熟できないため、技能実習制度によるホテル・旅館での実習を、技能実習2号及び3号該当職種と同様の扱いとして、最長3～5年の実習を可能にすること。	技能実習2号及び3号対象職種については、関係業界内の合意や業所管省庁の同意を得た上で、業界団体等により、技能等を評価できる技能実習生向けの試験制度が整備されていること等の要件を満たす必要があり、ホテル・旅館の業務に関する試験制度が整備されていない現状においては、実習期間の延長は困難。

No.	提案項目	提案概要	前回提案に対する国の意見
5 (国)	ホテル・旅館の業務等に従事する外国人への2回目のワーキング・ホリデー査証の発給 (二国間協定等の特例) 【産業労働部】	ワーキング・ホリデー査証により入国した外国人が、日本の生活様式の普及促進につながるものとして都道府県知事が認める業務(※)に6か月以上従事した場合は、2回目のワーキング・ホリデー査証を取得できるようにすること。(最長2年間滞在できる。) ※日本文化や和食に触れることができるホテル・旅館の業務など	本提案内容は、ホテル・旅館等の人材不足の解消を主目的としており、休暇を過ごす意図及び滞在資金を補うための付随的な就労を認めるワーキング・ホリデー制度の趣旨に反する。また、ワーキング・ホリデー査証の発給を1人1回に限定しているのは、より多くの青少年に制度を利用してもらうためであり、2回目の査証を発給することは不適当。
6 (国)	工場拡張に係る農振除外要件の緩和 (農業振興地域の整備に関する法律施行令第9条の特例) 【産業労働部】	工場の拡張用地として隣接する農地を活用できるよう、ほ場整備事業が事業完了後8年経過していれば、排水路整備事業が事業完了後8年未満であっても、当該排水路の受益農地を農用区域から除外できるようにすること。	土地改良事業の計画段階からの調整等により、計画的な土地利用によるまちづくりを進めるべきであり、周辺の農地の効率的な利用に支障を及ぼすおそれがあることから、農用区域からの除外は不可。
7 (国)	国際企業(外国・外資系企業)の業務実態に応じた労務規制の緩和 (労働基準法第37条第4項の特例) 【産業労働部】	国際企業(外国・外資系企業)において、労使間で合意が得られた場合は、午後10時から午前5時までの勤務に対する割増賃金の支払いを不要とすること。	深夜労働に対する割増賃金は、深夜という労働時間の位置に着目して、その労働の強度等に対する労働者への補償として、労働基準法により、使用者に支払いを求めているものであり、原則として割増賃金の支払いを不要とすることは困難。
8	私立保育所における3歳未満児に対する給食の外部搬入の容認 (児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第11条第1項の特例) 【健康福祉部】	私立保育所においても、公立保育所と同様、3歳未満の児童に対する給食の外部搬入を認めること。	この件は、構造改革特別区域推進本部が「構造改革特区評価・調査委員会」を開催し、平成28年度中を目途に評価を実施し、推進本部の対応方針を決定する予定であり、それまでの間に変更不可。 (現在のところ同委員会での評価は実施されていない)
9	流動食(食品)に対する食事療養費給付についての在宅医療への適用 (健康保険法第52条の特例) 【産業労働部】	医師が食事箋により流動食(食品)を指示し医療機関から提供された場合、在宅患者にも食事療養費が給付されるようにすること。	在宅療養における食事と、入院により医師等の管理下において医療機関から提供される食事とは異なるものである。また、入院時食事療養費は、従来は入院基本料として、入院という療養の給付とあわせて提供される食事について評価されていたものから食事部分のみを切り出して創設されたものであり、これまで保険給付として評価されていない在宅患者の食事に対してまで保険給付の対象を拡大することは、入院時食事療養費制度の趣旨や現下の厳しい医療保険財政に鑑みても困難。
10	自家用有償旅客運送の登録要件の緩和 (道路運送法第79条の4第1項第5号の特例) 【県土整備部】	市町村もしくは市町村が認める団体が、中学校区内で実施する自家用有償旅客運送については、地域公共交通会議等の合意があったものとみなすこと。	持続可能な地域交通ネットワークの維持・形成には、その地域の既存の公共交通機関を含めた輸送機関の役割分担を明確化することが重要であり、そのためには地域の関係者が構成員となっている地域公共交通会議等における合意が不可欠。
11	国際コンテナ戦略港湾「阪神港」の国際フィーダー船の新造時の納付金の免除 (内航海運組合法第8条の特例) 【県土整備部】	地方港一阪神港間を運行する国際フィーダー船については、納付金を免除すること。	当該納付金の制度は、日本内航海運組合総連合会が実施する内航海運暫定措置事業であり、本事業に係る累積債務を当該納付金で返済している現状であることから、納付金を免除することは困難。

参考 前回提案のうち実現したもの等(3件)

No.	提案項目	提案概要	実現状況
1 (国)	地方自治体による国立公園内の行為の許可基準に係る特例の設定 (自然公園法第20条第3項、自然公園法施行規則第11条第36項の特例) 【農政環境部、神戸市】	国立公園の特別地域内において建物の増改築等を行う場合は、環境大臣の許可が必要であり、同大臣は許可基準の特例を定めることができるが、都道府県知事又は政令市の長が、特例を定めて許可することを可能とすること。	環境省と兵庫県が共同で設置した「国立公園六甲山魅力向上プロジェクト推進委員会」により課題解決に向け、取り組みを進めている。
2	介護保険における住所地特例制度の適用対象の拡大 (介護保険法第13条の特例) 【健康福祉部】	施設入所により市町村を越えて住所変更した場合、従前に住所のあった市町村が保険者となるが、出身地等の居宅に住所を移してから一定期間(例えば1年以内)後に施設に入所した場合や在宅サービスを受ける場合には、居宅に転居前の市町村を保険者とする。	「平成30年度から調整交付金における年齢区分を見直し、特に年齢が高い高齢者が多い地方公共団体によりきめ細かく配分できるよう調整機能を強化する」ことが閣議決定(H28.12.20)された。
3	生産緑地地区に係る面積要件の緩和 (生産緑地法第3条第1項第2号の特例) 【農政環境部】	相続により分割された生産緑地(面積が500㎡未満)において営農を継続する場合等には、面積要件を「500㎡以上」から「300㎡以上」に緩和すること。	生産緑地法の改正(H29.6.15施行)により、市町村が条例で面積要件を300㎡まで引き下げることができるようになった。